

過疎地域持続的発展市町村計画【変更】新旧対照表

区分	頁	行数	変更前	変更後
6 生活環境の整備	37	12	<p>(2) その対策 〈住宅、公共施設〉 今後は、平成31年度に策定した、「羽幌町住生活基本計画・公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した公営住宅建替事業の効率的な整備を推進し、まちづくり全体の視野にたった団地再生を行うことで、団地の管理面や経済性、効率性を考慮した新たなコミュニティの醸成を図らなければならない。</p> <p>また、町営住宅の計画的な整備のほか、増加する空き家への対応策を実施し、安心安全な生活が送れるよう良好な住環境の向上に努めなければならない。</p> <p>本町の多くの公共施設は、昭和40年代に建設され、建設後30年以上経過した建物が56%、10年後には71%と施設の老朽化が進んでいる。</p> <p>学校統廃合等により利用見込みのない施設については、周囲への危険防止や良好な生活環境を確保する面から、計画的に解体撤去を進めていかなければならない。</p> <p>① 人々の多様なニーズに対応した良質で地域にふさわしい住まいづくりの推進 ② 羽幌町住生活基本計画・公営住宅等長寿命化計画に基づいた計画的な団地整備等の推進 ③ 平成21年度に買い取りした雇用促進住宅について、町単独住宅として有効かつ効率的な運営が保てるよう計画的な維持管理の実施 ④ 増加する空き家に対する快適で良好な住環境整備の促進</p> <p><u>⑤ 老朽化する不要な公共施設等の解体撤去の推進</u></p>	<p>(2) その対策 〈住宅、公共施設〉 今後は、平成31年度に策定した、「羽幌町住生活基本計画・公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した公営住宅建替事業の効率的な整備を推進し、まちづくり全体の視野にたった団地再生を行うことで、団地の管理面や経済性、効率性を考慮した新たなコミュニティの醸成を図らなければならない。</p> <p>また、町営住宅の計画的な整備のほか、増加する空き家への対応策を実施し、安心安全な生活が送れるよう良好な住環境の向上に努めなければならない。</p> <p>本町の多くの公共施設は、昭和40年代に建設され、建設後30年以上経過した建物が56%、10年後には71%と施設の老朽化が進んでいる。</p> <p>学校統廃合等により利用見込みのない施設については、周囲への危険防止や良好な生活環境を確保する面から、計画的に解体撤去を進めていかなければならない。</p> <p>① 人々の多様なニーズに対応した良質で地域にふさわしい住まいづくりの推進 ② 羽幌町住生活基本計画・公営住宅等長寿命化計画に基づいた計画的な団地整備等の推進 ③ 平成21年度に買い取りした雇用促進住宅について、町単独住宅として有効かつ効率的な運営が保てるよう計画的な維持管理の実施 ④ 増加する空き家に対する快適で良好な住環境整備の促進 <u>⑤ 居住環境向上に向けた住宅リフォーム支援の推進</u> <u>⑥ 老朽化する不要な公共施設等の解体撤去の推進</u></p>

過疎地域持続的発展市町村計画【変更】新旧対照表

区分	頁	行数	変更前	変更後													
6 生活環境の整備	38	22	(3) 計画 事業計画（令和3年度～令和7年度）		(3) 計画 事業計画（令和3年度～令和7年度）												
			持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考					
			5 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	羽幌町外 2 町村衛生施設組合事業 最終処分場建設事業ほか	衛生施設組合		5 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	羽幌町外 2 町村衛生施設組合事業 最終処分場建設事業ほか	衛生施設組合						
													その他	産業廃棄物埋立処理場適正化事業 新施設建設等	町		その他
ごみ収集車購入事業 塵芥収集車4台	町													ごみ収集車購入事業 塵芥収集車4台	町		
5 生活環境の整備	39	9	(3) 計画 事業計画（令和3年度～令和7年度）		(3) 計画 事業計画（令和3年度～令和7年度）												
			持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考					
			5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業				5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	住宅		町					
														危険施設撤去	町有施設解体事業 老朽化した町有施設の解体	町	

過疎地域持続的発展市町村計画【変更】新旧対照表

区分	頁	行数	変更前	変更後																													
9 教育の振興	52		(3) 計画 事業計画（令和3年度～令和7年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展施策区分</th> <th>事業名(施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">8 教育の振興</td> <td rowspan="2">(1) 学校教育関連施設 校舎</td> <td>天売複合施設建設事業 天売高校校舎、体育館</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>焼尻小中学校建替事業 焼尻小中学校校舎等の建替</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	天売複合施設建設事業 天売高校校舎、体育館	町		焼尻小中学校建替事業 焼尻小中学校校舎等の建替	町		(3) 計画 事業計画（令和3年度～令和7年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展施策区分</th> <th>事業名(施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">8 教育の振興</td> <td rowspan="3">(1) 学校教育関連施設 校舎</td> <td>天売複合施設建設事業 天売高校校舎、体育館</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>焼尻小中学校建替事業 焼尻小中学校校舎等の建替</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>羽幌小学校施設管理事業 冷房設備取付改修ほか</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	天売複合施設建設事業 天売高校校舎、体育館	町		焼尻小中学校建替事業 焼尻小中学校校舎等の建替	町		羽幌小学校施設管理事業 冷房設備取付改修ほか	町	
持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考																													
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	天売複合施設建設事業 天売高校校舎、体育館	町																														
		焼尻小中学校建替事業 焼尻小中学校校舎等の建替	町																														
持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考																													
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	天売複合施設建設事業 天売高校校舎、体育館	町																														
		焼尻小中学校建替事業 焼尻小中学校校舎等の建替	町																														
		羽幌小学校施設管理事業 冷房設備取付改修ほか	町																														
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	59	25	事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展施策区分</th> <th>事業名(施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5 生活環境の整備</td> <td>(7) 過疎地域持続的発展特別事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>危険施設撤去</td> <td>町有施設解体事業 老朽化した町有施設の解体</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業				危険施設撤去	町有施設解体事業 老朽化した町有施設の解体	町		事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展施策区分</th> <th>事業名(施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5 生活環境の整備</td> <td>(7) 過疎地域持続的発展特別事業 住宅</td> <td>住宅改修促進助成事業 町民が居住する住宅リフォームへの工事費助成</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>危険施設撤去</td> <td>町有施設解体事業 老朽化した町有施設の解体</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 住宅	住宅改修促進助成事業 町民が居住する住宅リフォームへの工事費助成	町		危険施設撤去	町有施設解体事業 老朽化した町有施設の解体	町		
持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考																													
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業																																
	危険施設撤去	町有施設解体事業 老朽化した町有施設の解体	町																														
持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考																													
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 住宅	住宅改修促進助成事業 町民が居住する住宅リフォームへの工事費助成	町																														
	危険施設撤去	町有施設解体事業 老朽化した町有施設の解体	町																														